

## 重点地区における取組のあり方検討部会 議事概要

1. 開催日時 令和3年2月18日(木) 10:00~11:55

2. 開催場所 Web会議および滋賀県危機管理センター災害対策室10

### 3. 出席者

流域治水推進審議会 重点地区における取組のあり方検討部会

上田委員、植平委員、北井委員、多々納委員(部会長)、林委員、山下委員  
事務局

土木交通部流域政策局流域治水政策室

### 4. 内容

重点地区における取組のあり方に関する審議

<配布資料>

- ・議事次第、条例および施行規則、部会運営要領、委員名簿
- ・資料

### 5. 議事

➤ 重点地区における取組のあり方に関する審議 【資料】

#### 1. 第1回部会開催状況と第2回部会の進め方

#### 2. 災害危険区域における自己業務用開発の取扱いについて

委員 この(通知の発出が予定されている内容)ような運用がされれば、県の流域治水政策と整合させた運用が可能ではないかと思っている。流域治水政策のために、県が都市計画法第33条第1項第8号を運用するんだという統一した姿勢で取り組む必要がある。

また、国土交通省から出すのは技術的助言であり法的拘束力はないので、助言があろうがなかろうが、県がこうするという強い意志を持ってやればよいとも思う。

事務局 開発の関係は住宅部局になり調整は必要だとは思いますが、国交省の技術的助言以上の運用をしようとする県としての意思決定が必要になってくるので、内部でしっかり調整したい。

部会長 この部会としても何かメッセージを出した方がよいか。

委員 先ほど確認しようと思っていたのだが、滋賀県の場合、開発許可の権限は市町にあるのではないか。

事務局 滋賀県では、13市については市が開発の許可をしており、6町分については県

が行っている。

委員 許可権者が市長になるので、市の開発部局に対して県が運用を示すことになるので、県の中だけでなく県と市の開発部局との考え方の統一が必要になるので、国交省からの通知が出るのであれば、それに基づいて実施できるのが一番よい。部会からのメッセージの発出については、法施行（R4.4）までまだ時間があるので、部会としてはもう少し時間をかけて考えればよいと思っている。他の関連事項と併せて考えればよいと思う。

部会長 この部会での重点地区の取り組みに関する議論は今日で終わって、その先は滋賀県流域治水推進審議会に引き継いで議論ということになるかと思うが、そのあたり、県としてはどのように考えているか。

事務局 法施行は令和4年4月であり、技術的助言についてもまだ出されていないような中であり、このようなことも踏まえた市町との調整が今後必要になってくると考えている。

部会長 では、そのように進めていただくようお願いしたい。

### 3. 当部会の「提言」とりまとめに関する協議

※委員から出された意見を踏まえ事務局が作成した提言（案）を提示して議論を実施。

委員 事務局で丁寧な対応をしていただき、基本的にこれで結構ではないかと思う。アクションプランというと滋賀県ではそのような認識されるということとは知らなかったもので、誤解のないようにということで了解した。

部会長 この提言に書かれていることについては、これまで議論してきた骨子と同様で、大きく変わったところはないように思っている。この骨子をわかりやすく3点に分けて記載したということになる。

委員 これまで議論してきた内容がカバーされている。全国で大きな水害が起きてい  
る中、滋賀県では地先の安全度マップで危険性がわかっているにも関わらず、  
対策（浸水警戒区域の指定）が進んでいないことを心配していた。制度がある  
ことはきちんと進めていけるようにということが前文のところで読めるように  
思っていたので、これでよいと思う。

委員 これでよいと思う。2が今までよりとてもわかりやすくなっている。今回の資  
料の16ページの合意形成の手順フロー図を、地域の方と共有しながら進めると  
いうことがよくわかった。

事前に意見として提案していた、地域づくりの観点を踏まえた公表というのは、  
部会でやるべきか審議会でするべきかも含めて今後の検討課題だと認識してい  
るので、この提言案で了承した。

委員 これで結構だと思う。修正前後で言っていることは同じだが、修正後の方がよ  
り一般の方にもわかりやすい表現にまとまっていると思う。

部会長 ということで、提言はこれで委員の皆様にご理解いただけたことでよろしいか。

※異議なし

提言についてはご了解いただいたということにさせていただきます。

では、これに基づいて、どのような取組をしていくかということについて、これまでも併せて議論してきたが、それをこれから事務局にもう少し詳しく説明してもらって、3月22日の審議会では県の取組案をとりまとめたものを共有することになるかと思っている。

#### 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針

##### 【提案 1-1】地区をグループ分けし、効率的に取組を実施

##### 【提案 1-2】取組のスピードアップと指定後のフォローアップ

部会長 提案 1-1 については、ABCD の分類をよりわかりやすくした。委員からの意見を反映して、B については宅地の嵩上げで対応できるところ、C については避難場所の整備が必要になってくる地域なので、そのプロセスを書いている。D については、この後指定について議論になるかもしれないが、当面は避難計画を作成していくということ。

もう一つの提案 1-2 は、どうやってスピードアップしていくかということで、12, 13 ページで説明しているような方法で、3 年くらいで指定までもっていく。分類の話とスピードアップの話は、整理されたと私は思うが、ご意見をください。

委員 3 月 22 日の審議会で説明されて、4 月からこのように進められるということではよろしいか。

事務局 現在もできることからこのような形で進めており、そのやり方を横展開していくというイメージで、4 月からこのような形で進められると思う。

委員 了解しました。

委員 グループ B が 13 ページに示されたような流れで実施されることはわかるが、グループ C も同じフローで実施するのか。グループ C は、これまでとは取組の内容が異なるので、13 ページどおりの流れで進められないのではないか。

事務局 グループ C はこれまでどおりの進め方では難しいので、13 ページについてはグループ B に対する取組の工夫の内容だとわかるようにしたい。

委員 明示する必要があると思う。

事務局 そのようにしたい。

部会長 グループ C については、9 ページに書いてあるだけでよくわからないので、これに加えて追加的に書いた方がよい。資料作成時に検討してほしい。

委員 グループ C の取組の内容がグループ B に比べると薄い印象を与えてしまうので、具体例などを使ってもう少しわかるようにした方がよい。

グループ D の区域指定時期に関してはどのように考えているのか。

部会長 このことの確認は大事だと思う。グループ D は指定するのかもしれないのか。

事務局 将来的なビジョンとしては、他の農振地域も含めた区域指定を考えている。

部会長 提言 3 に基づいたエリアの公表時には、重点地区以外のグループ D のような農地等も含まれるのか。

事務局 重点地区以外の地域も公表対象である。

部会長 今回作成する取組案は、重点地区を対象としたものである。当面が何年くらいを指しているかということも検討しないといけないと思うが、グループDが永久に区域指定しないように見えてしまうが、区域指定の優先順位が低いということだと思うが、そういう理解でよいか。

事務局 今おっしゃったとおりで間違いない。約50地区の重点地区での区域指定が終わってから次のステージに進むことになった時に、グループDの区域指定についても進めることになると思うが、それがいつなのかは今申し上げることができない。

部会長 そのように言えばよいと思う。グループCを除いて、いつまでにという目標はあるのか。

事務局 公表している目標としては、4年度までに累計20地区というのはある。

部会長 迅速化に向けた取組ということを提案するのであれば、本当は目標年次といったこともイメージした方がよいとは思う。

事務局 実は第1回部会では、グループBについては、3年間(R2,3,4)で取組を終えるということで、令和4年度末の指定を目指すとして記載していた。しかし、今年度1年を通して、コロナ禍ということで、自治会活動もままならない中、ほとんど地域での取組ができなかった。そういったこともあり、今回の資料では年次目標を入れていない。

部会長 グループBについては、取組を3年くらいで実施し取組を優先させる。グループDについては、避難計画のみを実施するということがよいか。

事務局 はい。

委員 地域の特徴の欄と取組の進め方の欄がうまくくっついていないという印象を持った。こういう特徴をもったところなんだ、「だから」、こういう取組をするんだという中で、「だから」がうまく書けていないので、もったいないと思う。地区の一部が区域になっている、建物が離れて建っている地域、だから、家屋ごとに宅地嵩上げを進めていけば、地区全体の安全な住まい方を実現することができる、ということが言いたいのだが、取組の進め方の文章表現を工夫すると、もっと説得力が増すように思う。

それから、グループAは、これまでどおりというよりは、今実施している手続きを続けるといった表現の方がよい。

グループDは、「将来区域指定を目指す」とかを足した方がよい。

そして、グループCだけ、丁寧だとか特別扱いが目立つ。例えば、「市町や地域住民と調整を重ね」といったことは、すべてのグループですべきことであるが、調整の重ね方がBとCでは、違うのであるということは理解できる。

すべての重点地区に共通することをまとめて整理した方がよいかもしれないので、検討してほしい。

部会長 本来であればもっとクリアに書けばよい話である。

グループAは早期に指定が見込める地区。グループB各戸での宅地嵩上げで安全な住まい方が実現できる地区。グループCは避難場所等の整備を含めたまち

づくりが必要な地区。

次に、グループ B はそなえる対策ととどめる対策を迅速に進めることによって区域指定の早期実現を目指す。グループ C は、「まちづくりの議論のため」をつけて、区域指定の支援制度を活用して避難場所の整備を含めたまちづくりで安全な住まい方を実現。といった風を書いていけばよい。

できることの中身は何かといった視点を入れて、左右の順番を入れ替えて、分類の仕方と手段をもう少し整理した方がよい。

ここの部分の修正についてはどうでしょうか。

委員 部会長が事務局と相談して修正案を作ってもらって、部会の委員にも報告いただくということをお願いしたい。

部会長 それでいいのならそうさせていただきます。どういった対応が必要かという分類にして、その上でどのような取組が必要かを整理する方がわかりやすいと思いますので、そのように修正したいと思う。

委員 13 ページで 5 年から 3 年に短縮できるのであればいいと思うが、実際可能なかなとは感じている。全体的にはこれでいいと思う。

部会長 ご意見がこれでないようでしたら、これまでご意見いただいた方向で進めたいと思いますので、事務局また相談させていただきます。

## 【提案2】地域の「合意形成」手続きの手順を整理する

### 〈意見交換状況〉

部会長 ポイントは 16 ページのところで、県として判断するのがいつかが明確でなかったが、それを明確化したいとのことだったと思うが、いかがでしょうか。

委員 今までいくつかの自治会の対応を見てきた感想を述べると、このように明確化することが非常に重要であるということと、十分に意見を聞く場から次に行くタイミングがこれまで明確でなかったことで、堂々巡りになりそこで自治会が決議をとらないといけなそう思わせてしまっていたというのが、一番問題だった。それをこれからは県が最終判断するというのがわかるこの 16 ページの書き方は、とてもよいと思う。

問題は、実際このように実施しようとした時に、次の段階に行くのを決断することが実務上難しい問題になるのかなとは思う。それでもこのように方針として出すということで、自治会も安心するので、私は全面的によいと思っている。

委員 16 ページのスライドは、すっきりしていてこの手順はいいと思う。この図を強調した方がよいと思う。十分意見を聞く場として、13 ページや 15 ページの標準的な取組内容が位置づけられるということを図にできないかと思う。

16 ページのこういう手順があって、十分意見を聞く場として 11 ページの話があるのだという風に入れ替えた方がわかりやすいのではないか。

部会長 まとめとしては、この合意形成の図が先に来るべき。16 ページの図が最初の方であって、具体的な個別説明とか意見交換という中身が、前の 13 や 15 ページのどこかに県が意見をまとめるというスペースがあるというのだろうと思

う。

反対意見は地域づくり計画ができてから出ているが、これも今後はもう少し早い段階から出るようになるのではないかと思うので、協議の時間を十分とった上で、県が判断するという風になると思う。

委員 合意形成のプロセスがわかりやすいのと、どのタイミングで県が判断する段階に移るのかという実地時の若干の不安もあるが、今までどうしても地区全体の合意、決議に流れがちだったのを、変えていけたらよいと思う。

部会長 13 ページの流れでいくと、合意形成の手続きとしては、自治会説明会がすんだら、市町や自治会との相談、調整をするというイメージではないかと思う。そのような内容を明示してもよいのかもしれない。

委員 タイミングがわかりやすいようにということですよ。

部会長 はい。いろんな意見がありました。事務局どうでしょうか。

事務局 全体の取組の流れの中に、地域の合意形成のフローも組み込まれているものであれば、重点地区での取組全体の進め方がわかる。

部会長 地区A～D全体に対して、最初に合意形成をしますと出しておいて、Bについてはこういうプロセスです、Cについてはこういうプロセスですというまとめ方でよいのでは。

今している議論については、次の審議会に向けて、こういう風にまとめましたと言ってみせるものの作成のためのものと思ってもらったらよい。その中で、16 ページの図は重要な図になるという認識を共有させてもらったということである。

委員 これで結構だと思うのだが、反対の意見が出ている中で、どういった時に合意形成ができたかと判断するのか、基準や指標があればより進めやすいと思った。それが無い状態だと、どういった時に合意形成ができているのか、場合によって判断基準が異なってしまうのではないかということが気にかかっている。

部会長 御懸念はよくわかる。事務局からまとめて回答してもらおう。

委員 皆さんおっしゃっているように16ページはわかりやすくなったと思う。

自分自身が地域に入っているわけではないので、皆さんの話を聞いていると、今までの合意形成というのは、自治会の決議とかはっきりしたもので合意をとって、それに時間がかかっていたという話だった認識しているので、これからは自治会決議に至るまでの合意は求めないようにして進めるということだと思った。16ページは最終的には自治会判断ではないということを明示することに重点をおいているので、今後は丁寧な説明のやりとりを進めていくということだと理解したがあっているか。

事務局 後者から回答すると、自治会が決議をすることを拒むことはしないが、賛否両方がある中で進めていくことは、自治会役員等が一番苦労することになる部分なので、県としては基本的には自治会決議を求めることはない。

判断の基準や指標の設定については、非常に難しいと考えている。例えば、公共事業で用地交渉するときには、何割以上契約が整ったら次のステージに入る

とか事業を進める上では基準があるので、委員ご指摘のような何かがあると判断の助けになると思うが、たちまち考えているものはない。

部会長 今まで全員合意のような形になっていたのを、少しでも緩和していこうということなので、それはそれでよいと思うが、実際、進めるということになれば、何らかの次のステップに移るタイミングというのを、これから蓄積していくのかもしれない。このことについては重要だと思うので、今後は判断した基準等を整理しておく、各事例で後続の地区を進める時にやりやすくなると思う。情報収集と整理をよろしくお願ひしたい。  
提案2の内容については合意いただいたということで、次の審議会にまとめて説明できる資料を出してもらおうという風にお願ひしたい。

### 【提案3】「安全な住まい方が特に必要なエリア」の公表

#### 5. 今後の予定

##### 〈意見交換状況〉

部会長 ここでのポイントとしては、安全な住まい方エリアの定義が、何かわかるようにする必要があると思うが、提案3は、提言の3の内容に対する対応と考えてよいか。

事務局 はい。

部会長 家が建っていようがいまいが、浸水警戒区域の候補になるようなすべての水害リスクのあるエリアを公表するということですね。

その上で、この言葉がこれでよいかという議論をしておいた方がよいと思う。

重点地区とは関係なく、家屋がなくても提示するというところでよかったですね。

事務局 はい。農地だけのところも公表対象です。そのようなところでも何らかの建物が建てられる可能性もあるので、そなえていただくための公表である。

部会長 県としては、公表するような場所で開発等が行われることについて、気を付けなければいけないという点が、次第1の自己業務用の開発の話と関連してくる。名前をどうするかだが、今のものでもわかりやすいが、ハザードが明示されていないので、このような言い方はどうかとは思ふ。

水害ハザードエリアだと、浸水想定区域などもっと広いエリアになってしまうが、それとは違う。浸水想定区域の中でも特に浸水深が深いエリアを言っているので。

「安全な住まい方重点エリア」の問題は、浸水リスクであるのかどうかはわからないというところであり、土砂災害や地震、津波でもあり得る。いいネーミングがないかと思っているが委員から意見はないか。

長く書いてもいいのであれば、「浸水に対して」とか「水害に対して」とかを前に付けてもいいがまどろっこしい。ネーミングの話だけでなく他のことでもご意見があれば。

委員 ネーミングについては、提言案の中からいい言葉があったらいいなと思っ

ていたが、今のところ思いつかない。

予想される反応のところで意見がある。福知山とか真備のように大規模に浸水が起きたところで、水害リスクの事前提示関連の訴訟が起きていたり、それに関連した事例があれば、リスク明示の必要性に対する客観的なデータや言葉を入れ、それを踏まえた公表であることを言えるとよいと思った。

部会長

似たような言葉で言えば、イエローゾーン、レッドゾーン、ハザードゾーンというのを使うが、想定している内容はレッドゾーンに相当するが、レッドゾーン候補地という言い方は強すぎる。安全な住まい方をしてもらうエリアという言い方をしてもらうことはよいと思うが、何のハザードかがわからないということが問題。

委員

「浸水（水害）に対して安全な住まい方が特に必要なエリア」というのが公表するマップの中身なので、そういう内容になれば、ポジティブな言い方になる。一般の県民が見てぱっとわかる表現が一番よい。「安全な住まい方が必要なエリア」という言い方は、この場でいろいろ議論を聞いていて初めてわかるが、閲覧した時に直感的にわかる言い方がよいと思う。まどろっこしくてもわかりやすい方がいいと思う。

部会長

長い名前を付けて、略称を考えてもいいのかもしれない。

委員

直接的すぎるとハレーションが大きいのはわかるが、ぼやかしすぎると何かわからないとは思う。

委員

名称を付ける時に、危ないところであることを前面に出した名前、例えば浸水警戒なるとかとかいうのと、「安全な住まい方重点エリア」のような浸水に対して安全な住まい方となるように備えましょうというネーミングとどっちがよいのかなと思っている。

ただ、あまりよい名前が思い浮かばないので、いろんな方の意見を募ったらどうかと思う。

それと、少し気になったこととして、最終的な取りまとめのところの話だが、19ページの修正案のところ、並べ方を工夫するのと言葉を足した方がよいので、また自分の案を事務局に送付する。

部会長

ネーミングについては、略称の場合でも水害や浸水がついている方がよい。「水害に対する安全な住まい方重点推進エリア」とかそんな感じかなとは思う。事務局の方でとりまとめをお願いしたい。

今後の予定だが、本日の議論を踏まえて、取組案を県で作成し、審議会で説明することになるかと思う。

事務局

いろいろいただいた意見をもとに取組案の内容を充実し、審議会で説明したいと考えている。

部会長

スケジュールについても、これでよろしいか。次の審議会で取組案が出てきて、それを見ていただいた上で最終的に決定し、今後はその取組案をもとに各地区での取組を実施してもらう方向である。

委員

ネーミングの話ですが、「水害対策型まちづくりエリア」というのはどうでしょうか。「まちづくり」という言葉を使った方がよいかと思いましたが。

部会長 事務局また考えて提案いただければと思うが、どうでしょうか。  
事務局 これといって今決められていないので、もう少し時間をいただいて考えたいと思う。  
部会長 「水害対策」とか「まちづくり」という言葉を使うことも考えられるが、今決められないようなので、事務局で検討いただきたい。

—以上—